

審議会等の会議記録（要旨）

審議会等の名称	第1回広陵町自治基本条例審議会
開催日時	令和元年6月15日（土） 午後1時30分から午後3時30分まで
開催場所	広陵町役場3階 大会議室
出席委員の氏名 又は人数	中川幾郎委員、清水裕子委員、東 秀行委員、 藤田和郎委員、阪本博三委員、茶野武司委員、森田隆夫委員、 久保知三委員、北橋美弥子委員、岡橋秀典委員、河野伊津美委員、 箴部 牧委員、高月光太朗委員、新谷眞貴子委員 計14人
欠席委員の 氏名又は人数	嶋中 章委員、千北慎也委員 計2人
出席職員 の職・氏名 又は人数	広陵町長 山村吉由 <庁内検討委員会> 副町長 松井宏之、教育長 植村佳央、理事 中川 保、 まちづくり政策監 中村賢一、企画部長 奥田育裕、 総務部長 吉田英史、福祉部長 北橋美智代、 教育委員会事務局長 池端徳隆、議会事務局長 田村 猛 <庁内ワーキンググループ> 10人 <事務局> 企画政策課

	課長 尾崎充康、課長補佐 芝 賢明、主任 治田久恵、 主任 植村亮太
公開・非公開の別	公開
非公開の理由	—
傍聴人の人数	1人
議題 又は 協議事項	1 開会 2 委嘱状の交付（代表受領） 3 町長あいさつ 4 審議会会長及び副会長の選出 5 諮問 6 委員の自己紹介 7 審議会の位置づけ・スケジュール等 8 学習会 9 その他（次回のスケジュール等） 10 閉会
会議の記録（要旨）	
発言者	発言内容等
事務局	○開会 ○委嘱状の交付（代表受領）

	<p>・資料1-1 広陵町自治基本条例審議会委員名簿に基づき、委員の委嘱を行なった。委嘱状の交付については、代表として名簿の掲載順として中川幾郎委員に交付した。</p> <p>○町長あいさつ</p> <p>○庁内検討委員会委員、庁内ワーキンググループ、事務局の紹介</p> <p>・資料1-2 広陵町自治基本条例庁内検討委員会名簿に基づき、出席職員を事務局から紹介した。</p>
事務局	<p>○審議会会長及び副会長の選出</p> <p>・資料2 広陵町自治基本条例審議会設置条例に基づき、審議会の会長の選出について諮ったところ、事務局案を求める意見があり、事務局案として会長に中川幾郎委員を提示したところ、異議なしとの声があり、中川委員も就任を了承したため、委員全員の拍手により承認された。</p> <p>副会長について、「委員のうちから会長が指名する」となっているため、中川会長から清水裕子委員を指名したところ、清水委員も就任を了承したため、委員全員の拍手により承認された。</p>
事務局	<p>○諮問</p> <p>・(仮称) 広陵町自治基本条例に関すること</p> <p>◇山村町長から中川会長、清水副会長へ諮問書を受け渡した。</p>

	資料3 広企政64号(仮称)広陵町自治基本条例について(諮問)
事務局	自治基本条例審議会設置条例第5条第2条により、「会長は、会務を総理し、審議会を代表する」と定められていることから、以降の議事進行を会長に移した。
会長	○委員の自己紹介 <ul style="list-style-type: none"> ・お一人1～2分をお願いをしたい。まず私から自己紹介させていただきたい。 ・大和郡山市、生駒市、吉野町でも自治基本条例の策定に関わった経験があるが、いつも真白な気持ちです。以前はどうだったかなどではなく、皆さまがたと一緒に議論を進めて参りたい。
副会長	<ul style="list-style-type: none"> ・畿央大学で住民主体のまちづくりをテーマに研究をしている。中川先生という心強い会長のもと、私なりの経験からサポートをさせていただきたい。皆さまのご意見を十分に反映した条例づくりをしたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・区長・自治会長会から参加。防災士ネットワークで、小学校の防災訓練にも参加。真美ヶ丘第一小学校のまちづくり連絡会を立ち上げ、今年から本格的な活動を始めている。この条例について色々教えていただき論議に参加していきたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・民生・児童委員協議会から参加。地域福祉に関する意見を期待されていると感じている。活動が活発な地域に暮らしている立場からも発

委員	<p>言していきたい。作った条例が飾りにならないように。</p> <p>・難しい審議会の委員になってしまったが、住み良いまちになるための条例だと感じている。これから勉強しながら取り組んでいきたい。</p>
委員	<p>・老人クラブ連合会から参加。頑張っていきたい。</p>
委員	<p>・防災士ネットワークから参加。小学校で防災教室をしている。条例は、安全・安心で暮らしやすいまち、健康で暮らせるまちにするための仕組みづくりだと感じている。協力できることを実践したい。</p>
委員	<p>・商工会から参加。中小企業振興条例の策定にも関わったが、そういう条例群の上位にある条例だと思う。生きた条例になるよう、共に考えていきたい。</p>
委員	<p>・婦人会から参加。長年、広陵町に暮らす立場から、このまちの良いところ、悪いと思うこと、意見を出していきたい。婦人代表のつもりで頑張りたい。</p>
委員	<p>・青少年健全育成協議会から参加。子どもたちを犯罪から守り、犯罪者にさせないような、そんなまちづくりに役立つ条例をつくりたい。</p>
委員	<p>・中学校 PTA から参加。条例をどう活かすか、お年寄りから子どもまでがわかりやすいものに。自治会や自主防災会の会長も経験。子どもたちにも条例が理解されるよう、中学生への橋渡し役になりたい。</p>
委員	<p>・公募委員として参加。昨年、小学校の PTA としてまちづくりに関</p>

<p>委員</p> <p>委員</p>	<p>わった。いろんな課題が出てきて解決が難しかった。町のため、子どもたちのために何かできたらと思っている。</p> <p>・公募委員として参加。区長もしている。いくつかの区だけでは、讃岐神社の維持がこのままでは難しいという課題もあり、保存会も立ち上げた。かぐや姫の里のまちづくりを盛り上げていきたい。</p> <p>・広陵町に生まれ、中学校教員もしていた。広陵町に育てられた気持ち。子育て支援の NPO 法人を立ち上げ、3 年前から活動している。公民館等での子育て支援活動で地域の皆さまにお世話になっているので地域に何か恩返しをしたいという思いである。</p>
<p>休憩</p>	<p>10 分間</p>
<p>会長</p> <p>事務局</p> <p>会長</p> <p>委員</p> <p>事務局</p>	<p>○審議会の位置づけ・スケジュール等</p> <p>・事務局より説明をお願いします。</p> <p>・資料4 審議会・庁内検討会・WG の位置づけ、条例策定までの流れに基づき、事務局より説明。</p> <p>・何か質問はないか。</p> <p>・庁内ワーキングで、過去に職員さんで先進地視察に行ってきたとのことだが、簡単な概要を説明してほしい。</p> <p>・同じ県内の吉野町、県外では、兵庫県伊丹市、西脇市についてそれぞれグループ視察をしてきた。</p>

委員	<p>・吉野町では、地域で課題解決の仕組みづくりとして、行政が自治協議会の支援、町民のまちづくりへの参加、連携、協働、サービスへの必要な負担というキーワードが特徴。条例の前文で、世界遺産に認定された吉野・大峯を継承していき、住民・議会・行政が協働でまちづくりに取り組むことを未来への約束としている。少子高齢化や過疎化の中で、共助を基本に地域社会の課題の解決を、地域で住民が率先して担おうとしている。</p> <p>・伊丹市では、モデル的な地域の協議会の活動事例についてお話を聞いた。コミュニティの助け合い活動など。小学校区ごとに協議会を立ち上げていくことを掲げている。条例では、協働・参画に加えて「熟議」という原則を掲げているのも特徴。市民同士がじっくり対話することで、様々な意見を尊重することで新しい気づきが生まれたり、地域が活性化するということが見られた。</p> <p>・西脇市では、まちを8つの地区に分けていき、それぞれの地区の将来について計画が作られている。条例の中で地域のまちづくり協議会を位置づけて個性あるまちづくりをしている。ふれあいカフェを中心としたコミュニティづくりのほか、地元の特産品を使った万能だれづくりなどで収益事業も行っていった。</p> <p>・広陵町には様々な条例があると思うが、自治基本条例が、それらを</p>
----	--

事務局	<p>集約するということか。自治基本条例がこれらの条例の基本となるということなら、どんな条例が、いくつくらいあるのか。</p> <p>・様々な条例があるが、次回までに条例の一覧と本数など、体系などわかりやすい資料を準備したい。</p>
委員	<p>・役場の人は条例には詳しいだろうが、一つ一つまでは把握していない。理解が進むような資料が欲しい。</p>
委員	<p>・自治基本条例の必要性について色々資料を見ているが今ひとつ自分で納得できないところがある。今、町でいろんな事業をする場合は、二元代表制のもとで行政の長である町長と、議会の議員について、我々住民に直接選挙で選ばれた方が関わっている。選挙の時に公約をもって選挙で選ぶ、これが民主主義の根幹であろう。議会と行政とか協力して決めていく、というのが当然だと思うが、その仕組みではだめなことがあるから、自治基本条例を作ろうとしているのか。今のままでは本当に住民が希望している通りにならないから、なのか。広陵町では、すでに議会基本条例も制定している。議会の役目と町民から意見を吸収することでいろんな提案をしていく、としている。議会基本条例があれば十分ではないのか。行政も住民の意見を取り入れようということなのか。自治基本条例の必要性について理解をしたい。</p>

<p>会長</p>	<p>○学習会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今のご質問は、この後の学習会でもぜひ取り上げたいテーマであるので、この流れでご説明をしたい。 ・今、委員さんから小学校区でまちづくりを始めていることなど紹介されたが、これはとても貴重で大事な取り組みである。これから<u>地域のコミュニティが高齢化とか少子化だけでなく、文化的な崩壊状態を迎えていき、絆が切れていく、このことをきちんと議論していく必要がある。</u> ・しかし、何か自治というものがわかりにくい、町民のものになっているのか、というご指摘もある。 ・自治基本条例というのは、あくまで仮称であり、大きな役割が3つあるということをまずお話ししたい。 ・1つは、<u>「憲法と地方自治法をわかりやすく説明する」という役割。</u>日本国憲法第8章が地方自治の項目で、ここに4箇条があり、これをさらに実体化させたものが地方自治法という何百条からなる法律がある。何度も改正もされており、この法律を全部理解している人は、おそらく議員さんでもおられないのではないかと、というほど複雑である。そうすると、これは本当に町民のものになっているか、となる。 ・憲法と地方自治法を重ね合わせてわかりやすく説明したら「こんな
-----------	---

ことやねん」とするのが自治基本条例である、ということ。「当たり前
のことをみんなに知らせる」条例であり、「もともと、こんな仕組みな
んですよ」を示すこと、既にある制度をわかりやすく、市民、町民の
ものにしていく「翻訳条例」である。

・生きた条例にしてほしいというご意見もあった。防災を頑張ってほ
しい、子どもの安全も守りたい、子どもたちに将来を残していきたい、
その仕組みはどうしたら作ることができるのか、ということもある。

・こうなると、物事の進め方として、議会さんと町長を代表とする町
行政だけに任せ切っていていいのか、という疑問も生まれる。

・各政策分野について、もっと町民の皆さんが熟議を交わし、一生懸
命、みんなでたくさん議論をして答えを見つけていくことに慣れてい
く必要もある。

・^{けんか}喧嘩討論ではない。丁寧に相手を尊重しつつ、立場が違っていても
^{ぼりぞうごん}罵詈雑言を浴びせないで、きちんと話し合いを尽くす、その上で決断
を下すというプロセスが大切。

・議会が、もっと町民の声を反映しやすくする必要があるが、町行政
にもそれぞれの分野ごとに町民の声を反映しやすくする、そういう町
民の参画と協働の新たな回路を拓くというプラスアルファを、どこか
で条例で担保する必要があるのではないか、ということ。

・例えば、兵庫県内では、ほとんどすべての自治体で協働原則を基本原則の一つに定めている。国の法律では、何か法律や制度を定める時には、パブリックコメントといって、国民の意見を事前に聞くことが行政手続法で定められているが、地方公共団体では、パブリックコメントは義務付けられていない。だから条例で担保する必要があるのではないか。

・行政処分といって、町が決定して、町民の権利を与えたり、あるいははく奪したり、許可や禁止をすることは、全部、自治事務の場合は、条例を作らないとできない。行政手続条例を制定しないと、自治体ではそうした決定に基づく事務をすることができない。情報公開条例というのも、自治事務に関しては、自治体条例で定めないとできないことになっている。

・多く方が勘違いしているのは、国が全てを決めている、と思っていること。でもこれは違って、国の仕事の何割かは、都道府県や市町村が代行する、ということになっている。これを法定受託事務という。

・わかりやすくいうと、例えば国会議員の選挙は国の事務である。でも各投票所に国の職員がやってこない、広陵町の職員が代行する。こ

ういう仕事が法定受託事務。

・ こういう仕事が、都道府県で6割8分、市町村で5割5分くらい、その残りが自治事務。これは、条例でやらないと根拠がない、ということになってしまう。

・ 法律の定めに従って市町村さんやってください、ということをして自治体で上乘せしたい、横出ししたいという場合は、条例で定める。

・ 例えば、国民健保の出産祝い金など、自治体独自で多くしたり、基準を作ることができるが、これも条例で決めている。

・ 法律で義務化されていない自治事の典型が、公民館、図書館、博物館、公立文化ホールなどである。図書館のない自治体もあるが、これは法律違反ではない。

・ 図書館法があるやないか、という人がいるが、これは、こういう基準に達しているものを図書館と呼ぶ、ということであって、基準に達しなければお金を出さない、ということを決めている。地方交付税交付金というかたちでお金を出せるか、出せないか、という基準。

・ 自治事務と法定受託事務とは、こういうことだが、昔は法定受託事務を、大臣の代わりにやるという意味で機関委任事務と呼んでいた。

かつてのような指揮命令系統はなくなったが、今は法定受託事務といって、国からお願いします、自治体が、はいやってあげます、という

対等な関係に変わった。

・自治力が強くなった、とも言えるが、ただ、自治体の自己責任も大きくなり、いろいろな自治事務をやったがために自治体が赤字になってもあんたたちの勝手ですよ、ということにもなった。

・もう一度、わかりやすく説明すると、憲法や地方自治法に書かれていることを読まなくても、この自治基本条例を読めばわかりやすい、ということである。それが、住民の地方自治に対する理解を深め、参加する意欲を高める一番最初のスタートラインとなる。

・それプラス、パブリックコメントはやっぱり必要で、情報公開も必要、参画と協働のために、審議会の委員の一般公募枠は必要、男女共同参画のために、委員や役職などは、必ず（女性対男性は）40対60の原則を守ろう、など。これらは自治事務として定めていくことができる。

・こういう自治体独自のシステムの根拠として、一つ一つ条例を作っていたらとても手間がかかるので、基本条例で制度を設ける、詳しくは、個別条例で定める、とすることで条例が体系化され、整理されてくる。

・自治基本条例ができる以前から、個別の情報公開や行政手続を定め

ている自治体もあるが、こういうところは、自治基本条例ができた後に体系化をしていくことになる。

・パブリックコメントの例を先ほど挙げたが、関西の自治体でこの制度を条例で定めているのは、神戸市、西宮市、宝塚市の3つではないか。広陵町では、配慮としてパブリックコメントをしているのみで、住民の権利にはなっていない、ということである。

・一般公募委員として町民はいろんな審議会に参加できますよ、とかの原則を明らかにして、これを町の行動方針にするならば、自治基本条例の中に行動原則にしていく必要があると思う。

・決して、複雑怪奇な条例ということではない、むしろ、「広陵町の自治をわかりやすくする条例」としてはいかがか。愛称は「まちづくり条例」でも、「広陵町を愛する条例」でもいい。

・自治基本条例は、自治体の条例体系内の規範性を確立する、とレジユメに書いているが、広陵町の自治の仕組みがよくわかる、背景がしっかりと見える、として意味があるものにしなければならない。

・広陵町には膨大な条例がある。これを整理していくという条例。

・2つ目には、自治には2種類あるということ。団体自治と住民自治に分かれる。

- ・団体自治というのは、議会と町長が指揮監督する行政のことで、団体自治の仕組みについては、地方自治法に書かれている。
- ・地方自治というと、団体自治だけを想像しやすいが、実は、住民自治があってこそその団体自治。ところが地方自治法の中には、住民自治ということの詳しい説明は載っていない。
- ・地方自治法には、住民による議会の直接統制権（ダイレクト・コントロール）として、町長や議会議員を非違行為があった時に解職、リコールを請求する権利が明記されている。そして、議会の解散請求権、条例をつくってくださいという権利として条例の制定・改正・廃止の請求権である。他にも議会への請願、陳情というのも直接統制権の一つと言われている。
- ・こういったものを、カタカナで、リコール＝解職請求、イニシアティブ＝議会とか行政へ住民側から発意して事を起こす、ことを言う。もう一つありまして、レファレンダム＝住民投票というものもある。これは、50分の1以上の有権者の連署に基づいて特定の案件について住民投票条例を制定することを要求できるということ。住民投票条例には個別型と常設型がある。
- ・しかし、このような権利を行使するのは、大概は非常事態ではないか。そうではなくて、もっと平和な日常の状態でもっと議会と意見

交換ができたらいいいのに、あるいは行政の各部局と意思疎通ができたらいいな、ということを皆さん思われると思う。

・これを担保していくというのが、最近言われるのは、「情報の公開から共有へ」、「住民投票よりも、参画・協働へ」ということ。

・例えば、兵庫県では「参画と協働」が知事の主唱により県の方針になっている。神戸市では「協働と参画」といっているが、それくらい行動原則として一般的になってきている。

・実は、住民自治というのは、これらの直接統制権の他に、もう2つ実態としてある。例えば、小学校区でのまちづくりの話があったが、それよりも小さな単位の自治会・町内会や班や何丁目といった単位のコミュニティも、みんなが共同統治をしている。これを水平的とか面的な住民自治と言う。

・それに対して、NPO等の市民公益活動と言われる存在がある。特定の課題に対して結集する有志の市民の結社で、これも住民自治である。例えば「ベトナム農村女性に足踏みミシンを送る会」というのがあるが、これは、ベトナムでなければだめ、農村女性でないとだめ、足踏みミシンでないといけない。こういう活動により、電気のない農村女性の経済的自立を支援する有志市民の会である。活動を毎月いついつにする、と決めて活動している。

・こういう課題別有志結社、NPO 型の市民の結社がたくさんあるま
ちは、課題に対して強いまち、と言える。

・コミュニティは、子どもの安全やお年寄りの見守りとかには強い
のだが、特定課題にはときどき弱いということが言える。特に最近
は、防災などは、従来のコミュニティは弱い。防災のことが身につ
いてくるコミュニティは、防災士さんなどが入られて、いろいろな
訓練を応援したりして強くなっていくということ。

・そのため、これからの新しいコミュニティをつくっていか
うとするときは、従来のような自営業の男性とか、ご商売とか農
業をしている方が担ってきた地域社会は、もう耐えられないと
ころに来ている。それをバックアップしてきた専業主婦の集
団というような構図は、もう兵庫県はおろか千葉県でも、完
全に崩壊しつつある。

・そういう人たちに期待をして仕事を押し付けても、地域のコミュニティの再生は成り立たないという現実がある。いかにして、再生可能、持続可能なコミュニティにしていくか、というのは日本全国の焦眉の課題になっている。

・最近、こうした課題に対する取り組みを「小規模多機能自治」と
言う、全国各地の330近い自治体が加盟しているネットワークもあ
り、そのうち200近い自治体が、このコミュニティ再生に取り組む

システムを作動させている。

・広陵町においても、小学校区単位、もしくはその次の単位くらいで、公募型の住民自治協議会を再編成して、次の21世紀の中間に向けて持続可能な地域社会づくりに立ち上がる気持ちがある、というのであれば、この自治基本条例の中に住民自治の章を設けて、規定していくことが大切になる。これは生駒市でも、吉野町でも西脇市でも規定されている。

・このようなことを私は、面的住民自治＝ヨコの住民自治、課題の住民自治＝タテの住民自治、行政への直接請求権＝ナナメの住民自治と呼んでいる。滅多に使わないからナナメ。

・こういったことを、全部きちんと実体的に存在するものとして規定していくことで、今までの憲法や地方自治法とはちょっと違うところを、この条例で支える、という性格が出てくる。

・既成の仕組みをわかりやすく示す、広陵町の独自の決意とか行動指針を出す、新しく住民自治を支えるならばその仕組みの根拠を示す、
ということになる。だから、決して難しい条例ではないし、難しい条例にしてはならない。

・レジュメにある独自システムというのは、中核市以上で義務付けられている外部監査を、中核市でない自治体でも条例に入れる自治体が

出ている。住民投票などもある。

・誤解がないように言うと、住民投票についても、地方自治法上の住民投票以上にはならない。強制力はない、政治的責任の範囲にとどまる。

・また、住民という概念をどう定義するか、ということもある。地方自治法上は住民という概念だが、公職選挙法というのは国民概念。そのため、広陵町にお住いの外国籍の方は住民税を払われているはずだが、そういう方々を広義の町民として定義する、他にこの町に働いている人、学びにきている人も一緒にまちづくりの担い手として考えたい、外来者も一緒にまちを支え、広義の町民としてとらえる、ということ。しかしだからといって、その人たちに町長や議員の投票権や選挙権を与える、とはならない。その議論はしっかりとしないといけない。

・なぜ、この条例が必要となってきたのか、を改めて言うと、どこの自治体も超高齢化、少子化は避けられない状態になってしまった。平成6、7年の行政職員の定数のピークだったが、そこを100とすると、現在は多くの自治体の平均は65くらいに落ちている。

・それでは、この差はどこにいつてしまったのか、というと、もしかすると非正規職員に変わっている可能性がある。この分で人件費を抑

制している。正規職員の経費は人件費としてカウントするが、非正規職員の経費は物件費にカウントされる。総務省もここを見直そうという動きがある（会計年度任用職員制度）。

・自治体は財政的に苦しくなる一方であることは事実で、これ以上豊かになることは考えようがない、覚悟しないといけない段階に来ている。

・団体自治については、町に効率性、経済性を高めてもらうという努力が必要で、行財政に対する経営参画も住民がしなくてはならないのではないか。つまり、税金を出すのは嫌だけど、サービスは365日手厚くしてくれ、という論法はもう通らない。現実を認識して、限られた資源、財源を、どのようにトレードオフ＝取捨選択して、どこに振り向けるのかという決断のプロセスを一緒に踏める住民層が増えていかないと話にならない、と思っている。

・だから熟議する、学習する市民層が不可欠になってくる。その意味では、参画と協働が重要になってくる。

・地方分権の三位一体改革の後遺症は、いまだにどの自治体にも残っている。地方自治体への交付税などは6兆円減額されたまま、いまだに回復していない。にも関わらず、国債は1100兆円に増えている。この間、地方の公債は増えていない。

・地方へ回すお金はピタッと止めたままで、厳しい財政状況の中で、どのように広陵町を守っていくのか。持続可能な、子どもや孫たちに未来を残していくのかというのは、非常にシビアなスリリングな状況である。

・「なんでも議会が決めたらよろしいやん、町長が考えたらよろしいやん、わしらには関係ないがな」という町民の文化でやっていけるのかということも、ここでは議論をしてほしい。

・ただし、全員がそういう町民であるということは理想であるため、全町民の数パーセントでも、そういう町民層が増えてくれれば、この町はすごい自治の力を発揮していくと思う。

・そういう意味で、これからは人材の無駄遣いはやめなければならない。団体の名前が変わっても、代表はみんな一緒ということがある。市民団体や行政への協力団体の人材でさえ厳しい状況。これからは、出来るだけ、たくさん仕事をみんなで一緒にやっていく、縦割りの団体がもう少し横につながっていくことが大事。

・町民自身も、サービスを守り、もっと豊かに豊かにではなく、そのためにかかっているコストはどれくらいなのか、同時に議論する練習をしてほしい。例えば、こちらをやめてその分を保育に回した方がいいのではないか、といった議論ができる市民層が増えてくるべきでは

ないかと伝えたい。

・行政も、単にこれを守らなかったら刑務所に入らなければいけません、というような「制裁的責任」の世界だけではなくて、規則をきちんと守ってもらうという「機能的責任」、なぜこんなお金の使い方をしなければならぬのかという「説明責任」。こういう3つの責任だけではだめで、「応答責任」を重視した自治体が変わってほしい。

・応答責任はレスポンスビリティ、反応が早いということ。すぐになんとかするという責任のこと。

・そういう意味で、情報の公開ではなく、共有である。私は宝塚市でパブリックコメント審議会の会長をしているが、この制度は情報公開の制度ではなく、参画と協働を求める制度だと常に言っている。

・例えば、幼稚園のエリア、園区の変更ということがあったが、幼稚園のお子さんを抱えているご家庭に全て、現在ここまで来ているという審議内容を報告してくれ、とした。これまでは、審議内容は出張所に置いてある、情報を公開している、で十分としていた。共有までいくということは、審議の結論が出かかっているけれどもこれでいいか、という概要版を必ず当事者に送達することになっている。これが共有する、徹底するということになる。

・情報共有を徹底すると、参画する、協働するということにつながっ

ていく。そのためこの条例もわかりやすく、ここまで話している、そういうことを情報共有してほしい、と考えている。

○自治基本条例原案策定までのプロセス

・全体のフレームとしては、現状への批判や愚痴だけでなく、望ましい将来像からの落差をどう克服するのか、そういうことを対話できる癖をつけてほしいと思っている。

・町民、議会、行政の役割を再確認することも必要。その上で、広陵町としての独自制度が必要かどうかの検討をしていく。

・作業の仕方は、ワークショップが有効。全員が必ず発言する、一人当たりの発言時間は3分以内などルールに慣れていく必要がある。

・原案確定までは、この審議会が主体となって住民説明会（タウンミーティング）で説明をしていく。委員全員が参加しなければならないというものではないが、審議会メンバーが表に出て説明をすることで、行政に任せっきりのセレモニーではない、住民の皆さんは信頼してくれるはず。

・最後になるが、前文や基本理念に当たるところは、最後に議論をした方が良いと思う。個別の条文を押さえた上で議論をするのが（他自治体での）経験上有効。

	<p>・どうしても、前文や基本理念をはじめに議論してしまうと、あれもこれもと話がまとまりにくい。個別の項目を検討した結果、まとまる、あまり長い文章も考えものだが、そのような流れで進めていきたい、ということをお願いしたい。</p> <p>・以上で、わかりづらい、という条例のこと、おわかりいただけたか。何か質問があれば、お願いします。後日、事務局に問い合わせをいただいても結構である。</p> <p>(特に質問なし)</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、最後に連絡事項を事務局からお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>○連絡事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員報酬について ・次回日程について 8月3日(土) 午前10時～ ・住民ワークショップについて <p>→9月8日(日)に開催し、委員の皆様に参加いただける方をご推薦、ご紹介いただきたい。委員の皆様にもご参加いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議事録と審議会委員名簿の公開について <p>→議事録については、発言者の名前を伏せた上で議事の要旨を町ホー</p>

会長	<p>ムページに掲載する。また、本日配布した資料についても公開をして いきたいが、審議会委員名簿については、団体名を除くお名前だけの 資料を掲載したい。</p> <p>以上4点について事務局の案でよろしいか。</p> <p>異論なく承認した。</p> <p>それでは閉会とする。</p> <p>(終了)</p>
----	---